

# 消防団について



# ～ 次 第 ～

01 消防団とは

02 なぜ消防団があるのか

03 消防団員の身分

04 消防団員の処遇について



# 消防団とは

消防団は、他に本業を持ちながらも、  
「自らの地域は自らで守る」という郷  
土愛護の精神に基づき、地域住民等に  
より組織された団体で、災害発生時な  
どに消防防災活動を行っています。



# 消防団の主な活動



災害発生時の  
消火、警戒、  
避難誘導等



火災予防などの  
啓発活動



住民に対する  
防火指導



災害活動に  
備えた訓練



# ～ 次 第 ～

01 消防団とは

02 なぜ消防団があるのか

03 消防団員の身分

04 消防団員の処遇について



# 消防団が設置されている根拠

**消防組織法**の中で  
市町村が消防団を設置する  
ように決められています。



## 消防機関（第九条）

**市町村長**は、その消防事務を処理するため、**次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。**

1. 消防本部
2. 消防署
3. 市町村



# 市町村の消防組織

市町村長

【常備消防】

← 連 携 →

【非常備消防】

消防本部

市町村の消防事務（消防に係る企画立案、人事、予算、庶務など）を統括する。

消防署

火災の予防、警戒、鎮圧、救急、救助、災害の防除等消防防災活動の第一線を担う。

出張所

消防団

消防組織法に基づき、市町村ごとに設けられている。

火災の警戒、鎮圧、消防署の後方支援、災害の防除等の活動を行う。

分団



# 消防組織法に次のように定められている

## 消防団（第十八条）

消防本部を置く市町村においては、**消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する**ものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

## 消防団長（第二十条）

**消防団の長は、消防団長とする。**

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。



## 消防団員の職務（第二十一条）

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

## 消防団員の任命（第二十二条）

消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。



# 消防団の重要性

- 全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化、頻発化

→ 地域住民を守るためには、**地域防災力の向上が重要**

→ 国（消防庁）は、地域で防災活動を担う多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

→ 特に**消防団は**、

1. **地域密着性**（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
2. **要員動員力**（消防団員数は消防職員数の約4.9倍）
3. **即時対応力**（日頃の教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を有しており、地域防災力の中核として、消防団の更なる充実強化に向け取り組む必要がある。



# 自助・共助・公助

《公助》  
行政による活動

【常備消防】  
消防本部・消防署  
約16.7万人

消防機関

《共助》  
地域内の居住者等が  
連携して行う活動

【非常備消防】  
消防団  
約81.8万人  
(うち女性消防団員約2.7万人)

《自助》  
住民一人ひとりが  
自発的に行う行動

- 自主防災組織
- 少年消防クラブ
- 女性防火クラブ
- その他自主防災組織

地域住民



# 消防団員の現状

有事の際には、いち早く現場に駆け付け、住民の生命と財産を守る消防団ですが、その団員は、全国的に減少傾向にあり、大口町においても、消防団員数が年々減少傾向にあります。

団員の年齢構成は、かつて比較的若年層が中心でしたが、近年、30歳未満の団員の割合が減少する一方、40代や50代以上の割合が増加するなど、高齢化が進行しています。



# ～ 次 第 ～

01 消防団とは

02 なぜ消防団があるのか

03 消防団員の身分

04 消防団員の処遇について



Q 消防団員の身分は？

A 非常勤特別職の地方公務員です。



## 非常勤特別職の地方公務員って？

地方公務員法の中に非常勤の消防団員は地方公務員の特別職であると規定されていますが、この特別職に対して、基本的に地方公務員法は適用されません。



消防団員の身分取り扱い等については、消防組織法とそれぞれ市町村の条例で定めています。



# 消防組織法

## 消防団員の身分取扱い等（第二十三条）

消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、**非常勤の消防団員については条例で定める。**

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。



# 消防団員の任免等に関する条例 (大口町消防団条例より一部抜粋)

## 第5条

消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 消防団の区域内に居住する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、身体強健な者



# 欠格条項

第6条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者
- (2) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 居住地を変更し、又は離れることにより6月以上職務に従事することができない者
- (4) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者



# 分 限

第7条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場  
合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又  
はこれにこたえられない場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、団員に必要な適格性  
を欠く場合
- (4) 第4条に規定する定員の改廃又は予算の減少によ  
り過員を生じた場合

2 団員は、前条第1号に該当するに至ったときは、その身分を失う。



# 懲戒

第8条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。ただし、団長の行う懲戒処分は町長の承認を得なければならない。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。



## ～ 次 第 ～

01 消防団とは

02 なぜ消防団があるのか

03 消防団員の身分

04 消防団員の処遇について



# 報酬と費用弁償

大口町は、条例に基づき、消防団員に対し、その労苦に報いるための年額報酬及び出動報酬を支給しています。

## ◆年間報酬（3ヶ月ごとに支給）

分団長	年46,800円
副分団長	年39,600円
班長・団員	年37,200円

## ◆出動報酬（3ヶ月ごとに支給）

災害（4時間以上）	8,000円/回
災害（4時間未満）	4,000円/回
その他（訓練・啓発・搜索等）	2,500円/回



# 公務災害補償

団員が公務により死亡したり負傷したり疾病にかかった場合に、大口町消防団員等公務災害補償条例により損害補償します。

※補償の種類 療養補償、休業補償、障害補償、  
介護補償、遺族補償、葬祭補償

## 《消防賞じゅつ金》

団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡となった場合等は賞じゅつ金を支給する。



# 退職報償金制度

- ◆ 消防団員が退職した場合、退職報償金が支給されます。（死亡による退職の場合には、その方の遺族に支給されます。）
- ◆ 退職報償金は、消防団員が「5年以上」勤務し退職した場合に、その方に対して支給されます。
- ◆ 退職報償金の額は、消防団員の「階級」及び「勤務年数」に応じて決められています。



## 《階級及び勤務年数に伴う退職報償金支給額》

勤務年数	分団長	副分団長	班 長	団 員
5年以上10年未満	219,000円	214,000円	204,000円	200,000円
10年以上15年未満	318,000円	303,000円	283,000円	264,000円
15年以上20年未満	413,000円	388,000円	358,000円	334,000円
20年以上25年未満	513,000円	478,000円	438,000円	409,000円
25年以上30年未満	659,000円	624,000円	564,000円	519,000円
30年以上	849,000円	809,000円	734,000円	689,000円

